

○土浦市企業立地促進事業費補助金交付要項

令和3年10月15日土浦市告示第277号

土浦市企業立地促進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に新たに立地する企業又は既存の施設を増設する企業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号。第12条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（第4条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

(1) 市内において、次に掲げるいずれかの業種に係る施設（事務所、事業所、営業所、工場その他事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）の新設又は増設（以下「新增設」という。）をすること。ただし、東筑波新治工業団地、テクノパーク土浦北、土浦おおつ野ヒルズ又は神立工業団地において施設の新増設をする法人については、この限りでない。

ア 製造業

イ 情報通信業

ウ 運輸業

エ 卸売業

オ 学術・開発研究機関

カ 農業（植物工場に限る。）

キ 小売業（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に限る。）

(2) 第9条第1項の規定により補助金の交付を申請する日までに、新增設をする施設の従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（日雇労働者及び短期雇用労働者を除く。）をいう。以下同じ。）として、市内に住所を有する者を新たに5人以上雇用すること。この場合において、新增設をした日前6か月以内に市内に住所を有する者を施設の従業員として雇用した場合は、当該従業員の人数を含めることができる。

(3) 補助金の交付後3年間は、新增設をした施設の市内に住所を有す

る従業員（新增設をした日の6か月前までに雇用した従業員を除く。）の人数が、5人以下とならないようにすること。

（4） 開発面積が1ヘクタール（施設の増設にあつては、0.5ヘクタール）以上であること。

（5） 市区町村税の滞納がないこと。

（6） 市内で施設を移転するものでないこと。

（7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人でないこと。

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新增設に伴うインフラ及び敷地の整備並びに土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、1億円（施設の増設にあつては、5,000万円）を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象事業の指定申請）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下この条において「補助対象事業」という。）の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、補助対象事業に係る工事を行う日の1か月前までに、土浦市企業立地促進事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1） 新增設をする施設の位置図及び配置図

（2） 補助対象者の登記事項証明書

（3） 補助対象者の定款

（4） 事業計画書

（5） 市区町村税の滞納がないことを証する書類

（6） 見積書の写しその他の補助対象経費の金額が分かる書類

（指定決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、指定を決定したときは、土浦市企業立地促進事業指定決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（指定事業の内容変更等）

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、指定の対象となった事業（以下「指定事業」という。）の内容若しくは指定事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は指定事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦市企業立地促進指定事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市企業立地促進指定事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により指定事業者に通知するものとする。

（指定事業の承継）

第7条 法人の合併若しくは譲渡又は指定事業の譲渡により、指定事業者から指定事業を承継しようとする者（以下この条及び次条第1項において「承継法人」という。）は、土浦市企業立地促進指定事業承継承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 指定事業の承継の事実及びその期日を証する書類
- （2） 承継法人の登記事項証明書
- （3） 承継法人の定款
- （4） 事業計画書
- （5） 市区町村税の滞納がないことを証する書類
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、土浦市企業立地促進指定事業承継承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により承継法人に通知するものとする。

3 前条の規定は、承継法人について準用する。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定事業者（前条第2項の規定による承認決定の通知を受けた承継法人を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すものとする。

- （1） 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、土浦市企業立地促進事業指定取消決定通知書（様式第7号）により指定事業者に通知するも

のとする。

(補助金の交付申請)

第9条 指定事業者は、指定事業に係る施設の操業を開始した日以後に、土浦市企業立地促進事業費補助金交付申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付を申請するものとする。

(1) 新規雇用者名簿

(2) 新規雇用者が雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であることを証する書類

(3) 新規雇用者の住民票の写し

(4) 市区町村税の滞納がないことを証する書類(第5条の規定による指定の決定又は第7条第2項の規定による指定事業の承継承認の決定後のものに限る。)

(5) 指定事業に係る支払を証する書類及び完成図面

2 前項の規定による申請をしようとする指定事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、土浦市企業立地促進事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第9号)により指定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた指定事業者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知を受けた日から起算して10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市企業立地促進事業費補助金交付請求書(様式第10号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 第9条第1項第5号に掲げる書類の提出をもって、規則第12条第1項の実績報告書が提出されたものとみなす。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、土浦市企業立地促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年10月15日から施行する。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。